

## 会 議 録（要 旨）

会 議 名	武蔵村山市緑化審議会（第1回）
開 催 日 時	平成29年 2月16日（木） 15時30分 ～17時00分
開 催 場 所	市役所301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者： 星山文武副会長 布田傑委員 田中博美委員 原田英治委員 吉田豊委員 岡崎淳二委員 欠席者： 宮林茂幸会長 菊地正芳委員
議 題	1 みどりの保護及び育成に関する奨励金（生け垣奨励金）について
報告事項	1 グリーンヘルパー1級育成講座実施報告について 2 武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例施行規則等の一部改正について
配布資料	1 グリーンヘルパー1級育成講座実施報告について 2 武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例施行規則等一部改正について 3 みどりの保護及び育成に関する奨励金（生け垣奨励金）について
結 論  (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 みどりの保護及び育成に関する奨励金（生け垣奨励金）について 平成28年3月に改正した奨励金制度について、当面維持する。
審議経過  (主な意見等を原則として発言順に記載に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  ★ 副会長 ○ 委員 ● 事務局	報告事項1 事務局グリーンヘルパー1級育成講座実施報告について 事務局 資料1に基づき説明。  報告事項2 武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例施行規則等の一部改正について 事務局 資料2に基づき説明。  議題1 みどりの保護及び育成に関する奨励金（生け垣奨励金）について 事務局 資料3に基づき説明。  生け垣奨励金制度については、平成24年の行政評価委員会で、緑豊かなまちづくりの必要性は認められる一方、奨励金が果たす役割には検討の余地があると一部見直しとの指摘を受けたことから、緑化審議会では過去2年間にわたり審議を行ってきた。 これを受け平成28年3月に、武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例施行規則及び武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する奨励金交付要綱を一部改正した。

さて、今回の議題は、制度の見直しを行ない1年が経過するが、平成28年10月の行政評価会議において今後の方向性が次のとおり示されたことから、改めてどのように考えるか。

【行政評価会議が示す今後の方向性】

本奨励金については、開発地におけるみどりの確保、景観の保護等を目的として、本年度から補助対象要件を緩和する見直しを行ったが、開発地における新築住宅に生け垣が設置されている住宅はまれであることや、所有者の高齢化により生け垣を維持・管理していくことが困難となるケースの発生が予想されるなど、交付対象となる生け垣が増加する見通しは低いものとする。よって、今後は、景観上保護すべき生け垣が存在する地域に限定した上で本奨励金を交付することや、ブロック塀を生け垣に改修すること等により、生け垣を新たに設置するための補助制度を構築するなど、補助対象や内容を抜本的に見直すことが必要である。

【 主な意見等 】

- 行政評価会議委員が提案する景観上保護すべき生け垣が存在する地域を限定したものは、具体的にどのようなことか。
- 詳しくどのようなことをイメージしているのかは、なかったと記憶している。
- 湖南処理場跡地に出来た大規模住宅開発地の生け垣も、フェンスの中に生け垣が併設されているケースも見受けられ、設置状況も多種多様である。景観上個人で設置しているみどりである。大手の開発住宅で敷地も広いので、7メートルはあると思われる。このようなみどりも奨励金の対象になるのか。
- 緑地帯の内側の民地のフェンスに併設されている生け垣は、道路と接道していないため、交付の対象にはならない。また、道路と民地の境界に設置しているフェンスの内側に設置してある生け垣について、奨励金交付の対象になるのかについては、道路に生け垣が接道していないため、同じく交付対象外である。
- 道路と民地の境界に設置しているフェンスの内側に設置してある生け垣について、奨励金交付の対象になるのか。  
最近では、ブロック塀が1m位で、その上にフェンスが設置されそのフェンスに生け垣を設置しているものや、石積ブロック塀の上部に生け垣設置しているものが見受けられるが、これらについても、対象になるのか。
- ブロック塀が1m位で、その上にフェンスが設置されそのフェンスに生け垣を併設しているものや、石積ブロック塀の上部に生け垣を設置しているものは、交付対象となる。
- 対象を景観上保護すべき地域に限定しないでほしい。
- 景観上保護すべき生け垣とは、文化財保護審議会からの提言なら、具体的であるが、緑化審議会は市のスローガンにもあるよう「みどりが織りなす」武蔵村山市を審議する機関であり、景観上、具体的なみどりではなく、市全体のみどりの保護や育成について、市民に意識づけをするような制度でなければならないと感じる。
- 改めて質問するが、市の行政評価会議や行政評価委員会について

	<p>ての組織の役割や権限を説明してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の行政評価会議は、副市長を座長とし部長職で構成した組織であり、市の事務事業等について適正に執行しているか議論をする組織である。また、行政評価委員会は、評価会議において委員会に付議された案件を議論する委員会であり、委員会の委員は、公募で選出された市民等で構成された委員会組織である。</li> <li>★ 緑化審議会としての議題に対する見解は、予算の関係上、補助金の削減の意味での見直しを指摘した行政評価会議の意見に理解は示すが、緑化審議会は、みどりの保護育成のため、また、みどりの基本計画に記載された項目等を審議、検討をする組織であるため、景観上保護に値する生け垣で地域を指定したもの、また、ブロック塀撤去における新規生け垣設置等を検討するというより、市全体で見たみどりの保護、育成が大切であることから、現行の奨励金制度を維持する。しかしながら、行政評価会議で抜本的見直しの評価を受けているため、5年間の同意期間満了の時期を捉えて、改めて検討することとしたい。</li> <li>○ 異議なし。</li> <li>○ 観音寺緑地については、一部市街化区域になっているが、東京都の買収についての情報はるか。</li> <li>● 観音寺緑地は、東京都もまだ具体的な買収の話はないと話されていた。また、都立野山北六道山公園の瑞穂町側から用地取得をしている状況であり、昨年度から中藤公園の用地取得を進めている状況で一部事業認可をしてると聞いていて、観音寺緑地はその後の予定と聞いている。</li> <li>○ 開発については、榎地区で区画整理事業が進んでおり、住宅が更地化され、換地しながら住宅が建設されると思うが、その際にみどりを増やすために、区画整理課とも協力しながら、生け垣設置等の働きかけが大事である。市報等でもっと広報してはどうか。</li> <li>● 平成26年度に、区画整理事業地で、新規に生け垣設置の申請を受け付けた経過がある。市報には平成29年2月1日号に市民に向けて生け垣等の奨励金申請について掲載した。</li> </ul>
<p>会議の公開・ 非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>公開  <input type="checkbox"/>一部公開  <input type="checkbox"/>非公開  ※一部公開又は非公開とした理由  { _____ }  傍聴者： _____ 0 _____ 人</p>
<p>議録の開示・ 非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>開示  <input type="checkbox"/>一部開示（根拠法令等： _____ )  <input type="checkbox"/>非開示（根拠法令等： _____ )</p>
<p>庶務担当課</p>	<p>協働推進部 環境課 ( 内線：262 )</p>

(日本工業規格A列4番)